

本紙は、こどもみらい住宅事業者登録申請書のサンプルです。
登録には、実印の押印（印鑑証明書に登録済みのもの）と印鑑証明書および法人登記（法人のみ）の添付が
必要になりますので準備を行ってください。


また、実際の登録申請書は、事務局が提供するシステム上で作成されるため、独自に加工・作成したものは一切利用できません。

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 こどもみらい住宅事業者登録申請書

こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第5の規定に基づき、こどもみらい住宅支援事業のこどもみらい住宅事業者として登録を受けるため、以下のとおり申請を行います。なお、申請にあたり、本様式別紙「こどもみらい住宅事業者登録規約」の内容をよく確認し、遵守いたします。

【事業者情報】

作成日（出力日）	令和4年1月15日	
事業者名・商号 (個人事業主は屋号)	株式会社こどもみらい住宅	
代表者肩書 (個人事業主は不要)	代表取締役	
代表者氏名 (個人事業主は本人氏名)	住宅 支援	
本店の所在地 (個人事業主は住所)	〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2021番1号	
<input checked="" type="checkbox"/> 以下①②のいずれにも該当しません。		
① 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者（団体を含む）		
② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者		

【参加を予定する補助事業】

※登録後も変更できます

<input checked="" type="checkbox"/> 注文住宅の新築	<input checked="" type="checkbox"/> 新築分譲住宅の購入（宅地建物取引業者に限る）	<input type="checkbox"/> リフォーム
---	--	--------------------------------

【添付する書類】

※該当する書類すべて提出してください

<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人の印鑑証明書（法務局で3ヶ月以内に発行されたもの）
	商業法人登記の写し（法務局で3ヶ月以内に発行されたもので、現在事項が確認できるもの）
<input type="checkbox"/> 個人事業主	個人の印鑑証明書（住民登録がある自治体等で3ヶ月以内に発行されたもの）

- 【注意事項】
- 修正液、訂正印は使用できません。（ポータルの情報修正後、再出力してください。）
 - 記入、押印漏れがある場合、登録申請の受付は行いません。
 - 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

本紙は、こどもみらい住宅支援事業補助金 交付申請書のサンプルです。
実際の交付申請書は、事務局が提供するシステム上で作成されるため、独自に加工・作成したものは一切利用できません。

こどもみらい住宅支援事業補助金
(様式2)

令和 4 年 ○月 ○○日

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 交付申請書

こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第6の規定に基づき、こどもみらい住宅支援事業補助金の交付を受けるため、以下のとおり交付申請を行います。

なお、住宅事業者（交付申請者）が同規程に定める要件に適合すること、及び補助事業者の責務を履行することを誓約するものとして、「こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約」を添付します。

【住宅事業者】

登録事業者番号	A12345	
交付申請者 (個人事業主名)	株式会社こどもみらい住宅	
代表者	肩書	代表取締役
	氏名	住宅 支援
担当者氏名	住宅 二郎	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 201 番 1 号	

【共同事業者】

氏名 (住宅取得者等)	注文 太郎
現住所	〒100-×××× 東京都 港区 △△町 1-1-1

【交付申請する補助事業】

交付申請番号	XXXXXXXX
申請タイプ	注文住宅の新築
交付申請額	800,000 円
住宅の所在地	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
工事完了(予定)日	令和5年○月○○日

【注意事項】 ・印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）

こどもみらい住宅支援事業補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「こどもみらい住宅事業者」として登録を受ける住宅事業者）並びに乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約または不動産売買契約（以下、「契約」という。）を甲と締結する消費者）及び丙（本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子または配偶者等）は、以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）を互いに確認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「マニュアル等」という。）をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、申請にあたり、本規約及びマニュアル等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ハ）の全ての事項について、了解する。
- （イ）本補助金の補助対象となる住宅（以下、「本住宅」という。）について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- （ロ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、こどもみらい住宅支援事業事務局（以下、「事務局」という。）の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ハ）甲並びに乙及び丙が事務局に提出した個人情報、以下の態様により開示または利用される場合があること
- 事務局が国から本補助金の交付を受けた年度の終了から5年間保存されること
 - 本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供される場合があること
 - 当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表される場合があること
 - 本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること
 - 甲及び乙が、（イ）に違反する事実がある場合に当該他の国の補助事業の所管先に提供すること、または（イ）に違反する疑いがある場合に、事実の確認、調査のために国庫補

助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、確認作業を情報の提供先と共同して実施すること

第2条（申告）

- 甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないことを互いに申告する。なお、甲は、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとし、乙は、丙が（イ）及び（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとする。
- （イ）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- （ロ）暴力団または暴力団員である、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。
- （イ）本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと
- （ロ）乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと（本住宅とは別の住宅における、自ら居住することを要件としないリフォームに係る交付申請を除く。）

第3条（交付申請等）

- 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び完了報告等、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行わなければならない。諸手続きについては、甲が甲並びに乙及び丙を代表して行うものとし、乙及び丙は、甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 本補助金の交付後であっても、乙及び丙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4条（補助金の支払と還元）

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行っ

た後、以下の(イ)または(ロ)のいずれか早い時期に甲に交付される。

- (イ) 令和4年10月末までに交付申請を行う場合、令和4年度末日
令和4年11月以降に交付申請を行う場合、令和5年度末日
- (ロ) 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、
事務局が指定する支払日

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により乙に還元する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、②については補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

- ① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

第5条(損害賠償)

甲及び乙は、本規約第2条において虚偽の申告をし、または本規約第3条について不正もしくは怠慢を行うこと、その他不適当な行為により相手に損害を与えたときは、当該損害についてその責任を負うこととする。

第6条(補助金の返還等)

- 甲及び乙は、本補助金の交付が受けられない、交付が見込まれる補助金額が減額される、または補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 2 事務局と国は、前号に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和4年4月28日更新

甲及び乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

なお、作成にあたっては、甲は本補助金の交付申請に係る契約と同じ者(必ずしも代表者である必要がありません。)が記名および押印し、乙は自筆による署名の場合、押印は任意とする。

作成日 : 令和 4 年 4 月 1 日			
【甲】建築事業者または販売事業者		【乙】建築主または購入者	
住 所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2021 番 1 号	住 所	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
事業者名	株式会社こどもみらい住宅		
代表者氏名*	住宅 支援 	氏 名	注文 太郎 
*代表者氏名は、請負契約、もしくは、売買契約の締結者と同じ者が記名および押印すること。		【丙①】※1※2 *乙が記名	
		住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居(住宅の完成後に同居します)
		氏 名	注文 花子
		【丙②】※1※2 *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居(住宅の完成後に同居します)
		氏 名	

※1 (若者夫婦世帯として申請する場合)

- 乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)
- 乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※2 (子育て世帯として申請する場合)

- 乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約 (リフォーム用)

こどもみらい住宅支援事業補助金 (以下、「本補助金」という。) の交付を受けるため、甲 (「こどもみらい住宅事業者」として登録を受ける住宅事業者) と乙 (本補助金の補助事業に係る工事請負契約 (以下、「契約」という。) を甲と締結する消費者) 及び丙 (乙が子育て世帯又は若者夫婦世帯である場合に乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子または配偶者等) は、以下の共同事業実施規約 (以下、「本規約」という。) を互いに確認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲と乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条 (要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等 (以下、「マニュアル等」という。) をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助金の交付上限の引き上げを受けるために、丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、申請にあたり、本規約及びマニュアル等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の (イ) から (ニ) の全ての事項について、了解する。
- (イ) 本補助金の補助対象となるリフォーム工事 (以下、「本リフォーム」という。) について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- (ロ) 本リフォームを行った住宅 (以下、「本住宅」という。) を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、こどもみらい住宅支援事業事務局 (以下、「事務局」という。) の承認なく、住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊してはならないこと (本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除く。)
- (ニ) 甲並びに乙及び丙が事務局に提出した個人情報 は、以下の態様により開示または利用される場合があること
- 事務局が国から本補助金の交付を受けた年度の終了から5年間保存されること
 - 本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供される場合があること
 - 当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが

公表される場合があること

- 本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること
- 甲及び乙が、(イ) に違反する事実がある場合に当該他の国の補助事業の所管先に提供すること、または (イ) に違反する疑いがある場合に、事実の確認、調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、確認作業を情報の提供先と共同して実施すること

第2条 (申告)

- 甲及び乙は、以下の (イ) 及び (ロ) に該当しないことを互いに申告する。なお、甲は、甲の役員等 (実質的に経営に関与する者を含む。) が (ロ) に該当しないことも含めて申告するものとし、乙は、丙が (イ) 及び (ロ) に該当しないことも含めて申告するものとする。
- (イ) 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- (ロ) 暴力団または暴力団員である、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、以下の (イ) 及び (ロ) の条件を満たすことを甲に申告する。
- (イ) 本住宅が、本補助金における新築に係る交付申請の補助対象となっていないこと
- (ロ) 本リフォームが自ら居住することを要件とするリフォームである場合、乙及び丙が、本住宅とは別の住宅において、新築又は自ら居住することを要件とするリフォームに係る本補助金の交付を受けていないこと

第3条 (交付申請等)

甲及び乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行わなければならない。諸手続きについては、甲が甲並びに乙及び丙を代表し

て行うものとし、乙及び丙は、甲の行う手続きに協力するものとする。

第4条 (補助金の支払と還元)

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行った後、補助金支払日として指定する日に甲に交付されます。

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により乙に還元する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、②については補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

- ① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

第5条 (損害賠償)

甲及び乙は、本規約第2条において虚偽の申告をし、または本規約第3条について不正もしくは怠慢を行うこと、その他不適当な行為により相手に損害を与えたときは、当該損害についてその責任を負うこととする。

第6条 (補助金の返還等)

甲及び乙は、本補助金の交付が受けられない、交付が見込まれる補助金額が減額される、または補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
2 事務局と国は、前号に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和4年2月18日更新

甲及び乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

なお、甲は本補助金の交付申請に係る契約と同じ者(必ずしも代表者である必要がありません。)が記名および押印し、乙は自筆による署名の場合、押印は任意とする。

作成日 : 令和 4 年 4 月 1 日			
【甲】 工事施工者 (受注者)		【乙】 工事発注者	
住 所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2021 番 1 号	住 所	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9
事業者名	株式会社こどもみらい住宅		
代表者氏名*	住宅 支援 	氏 名	注文 太郎 
*代表者氏名は、契約の締結者と同じ者が記名および押印すること。		【丙①】 ※1※2 *乙が記名	
		住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
		氏 名	注文 花子
		【丙②】 ※1※2 *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
		氏 名	

※1 (若者夫婦世帯として申請する場合に記入)

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※2 (子育て世帯として申請する場合に記入)

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

交付決定番号	XXXXXXXX
--------	----------

こどもみらい住宅支援事業補助金 交付決定通知書

株式会社こどもみらい住宅 殿

こどもみらい住宅支援事業事務局

申請されたこどもみらい住宅支援事業補助金は、こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第 7 の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業および内容は以下の補助金交付申請書のとおりとする。

交付申請日	令和 4 年〇月〇日
交付申請番号	XXXXXXXX
申請タイプ	注文住宅の新築
担当者氏名	住宅 二郎
共同事業者	注文 太郎
住宅の所在地	〒200-×××× 東京都 渋谷区 〇〇町 9-9-9
工事完了（予定）日	令和 5 年〇月〇日

2. 「1.」の交付申請に基づく補助金の交付決定額は以下のとおり決定する。

交付決定日	令和 4 年〇月××日
交付決定額	800,000 円
交付の条件	注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入で申請した場合は、マニュアル等に定める完了報告期限までに完了報告を提出すること
取下期日*	補助金支払日

*当該通知に係る補助金の交付の決定の内容およびこれに付された条件に不服がある場合の、申請の取り下げ期日

3. 補助金の交付を受けた者は、「こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程」および「こどもみらい住宅支援事業補助金交付申請等マニュアル」等に基づいた適正な手続き、並びに補助金交付を受けた財産の適切な管理を行わなければならない。

以上

- 【注意事項】
- 事業の遅延、取り下げは、事務局に連絡の上、その指示に従うこと。
 - 本通知の内容は共同事業者にも通知されます。
 - 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

本紙は、こどもみらい住宅支援事業補助金 実績報告書（兼、請求書）のサンプルです。
実際の実績報告書（兼、請求書）は、事務局が提供するシステム上で作成されるため、独自に加工・作成したものは一切利用できません。

こどもみらい住宅支援事業補助金
（様式6）

令和 4 年 ××月 ××日

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 実績報告書（兼、請求書）

こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第9の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業が完了しましたことを報告します。

また、こどもみらい住宅支援事業事務局が、本報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定したときは、同規程第9の規定に基づき、当該額をこどもみらい住宅支援事業補助金に係る国庫補助金として、以下のとおり請求します。

【住宅事業者】

登録事業者番号	A12345	
補助事業者 （個人事業主名）	株式会社こどもみらい住宅	
代表者	肩書 氏名	代表取締役 住宅 支援
担当者氏名	住宅 二郎	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2021 番 1 号	

【共同事業者】

氏名 （住宅取得者等）	注文 太郎
現住所	〒100-×××× 東京都 港区 △△町 1-1-1

【実績報告する補助事業】

交付決定番号	XXXXXXXX
交付決定日	令和4年○月××日
交付決定額	800,000 円
実績報告額	800,000 円

【補助金の請求】

請求額	交付すべき補助金の額として、事務局が確定した額とする
振込先	交付申請時に指定した銀行口座

【注意事項】 ・印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

令和 4 年 〇 月 × 日

確定番号 XXXXXXXXX

こどもみらい住宅支援事業補助金 交付額確定通知書

株式会社こどもみらい住宅 殿

こどもみらい住宅支援事業事務局

交付決定のあったこどもみらい住宅支援事業補助金は、こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第9の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業および内容は以下の補助金交付申請書のとおりとする。

交付申請日	令和4年〇月〇日
交付申請番号	XXXXXXXX
住宅事業者担当者	住宅 二郎
申請タイプ	注文住宅の新築
共同事業者	注文 太郎
住宅の所在地	〒200-×××× 東京都 渋谷区 〇〇町 9-9-9
工事完了(予定)日	令和5年〇月〇日

2. 「1.」の補助事業に要する補助金の交付額は以下のとおり確定する。

補助金確定日	令和4年〇月〇日
交付確定額	800,000 円
補助金支払日	令和4年〇月〇日

以上

- 【注意事項】
- 本通知の内容は共同事業者にも通知されます。
 - 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

記入見本

こどもみらい住宅支援事業補助金
(様式8)


こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 取り下げ申請書


こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第8の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業の取り下げを行います。

令和 4 年 × 月 ○ 日記入

【住宅事業者】※個人事業主は代表者欄の記入は不要

登録事業者番号	A12345		
補助事業者 (個人事業主名)	株式会社こどもみらい住宅		
代表者	肩書	代表取締役	
	氏名	住宅 支援	
担当者氏名	住宅 二郎		
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2021 番 1 号		
電話番号	03-XXXX-XXXX		

【共同事業者】※すべて必須

氏名 (住宅取得者等)	注文 太郎	
現住所	〒100-XXXX 東京都 港区 △△町 1-1-1	
電話番号	03-XXXX-XXXX	

【取り下げする補助事業】※すべて必須

交付決定番号	XXXXXXXX
交付決定日	令和4年○月××日
取り下げ理由	申請情報に変更が生じたため

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

取り下げ申請書 提出のご注意

✓ 予め事務局に相談してください

※ 事務局からの指示無く提出された場合は受理されません

※お問い合わせ窓口 0570-033-522 (通話料がかかります)

一部の IP 電話からは 042-204-0994 (通話料がかかります)

受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日含む)

※相談時には、必ず「住宅事業者名」「交付決定番号」「共同事業者名」
「取り下げ理由」等をお伝えください

記入見本

こどもみらい住宅支援事業補助金
(様式9)

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 財産処分承認申請書


こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第17の規定に基づき、交付決定を受けた補助対象財産の処分について、以下のとおり承認を申請します。

令和 4 年 ××月 ○○ 日記入

【共同事業者】 ※すべて必須

氏名 (住宅取得者等)	注文 太郎	
現住所	〒100-×××× 東京都 港区 △△町 1-1-1	
電話番号	03-XXXX-XXXX	

【交付申請者】 ※個人事業主は代表者欄の記入は不要

登録事業者番号	A12345	 (印鑑証明書の登録印)
補助事業者 (個人事業主名)	株式会社こどもみらい住宅	
代表者 肩書	代表取締役	
氏名	住宅 支援	
担当者氏名	住宅 二郎	
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1丁目 2021番1号	
電話番号	03-XXXX-XXXX	

【処分する補助対象財産】 ※すべて必須

管理番号	XXXXXXXXXX	
交付決定番号	XXXXXXXXXX	
交付確定日	令和4年○月×日	
交付確定額	800,000 円	
住宅の所在地 および処分財産	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9	
処分相手	※住所、氏名、使用目的等 〒123-××××東京都 新宿区 ○○町 1-1-1 未来 二郎 使用目的: 取壊	
処分の条件	※譲渡価格等 50,000,000円	

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

財産処分承認申請書 提出のご注意

✓ 予め事務局に相談してください

※ 事務局からの指示無く提出された場合は受理されません

※お問い合わせ窓口 0570-033-522 (通話料がかかります)

一部の IP 電話からは 042-204-0994 (通話料がかかります)

受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日含む)

※相談時には、必ず「住宅事業者名」「交付決定番号」「共同事業者名」
「処分相手」等をお伝えください

記入見本

こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書

以下のとおり、要件を満たす工事出来高を達成していることを確認しました。
また、工事の状況や写真の報告についても、実際の物件、工事のものであることを確認しました。

証明を行った建築士の情報

建築士の情報				
建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた都道府県*1	東京都	
フリガナ	ケンチク タロウ	登録番号	00000000	
氏名	建築 太郎			

* 1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

対象となる住宅の情報

対象となる住宅の所在地*1	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9	階数	2
建築着工日	令和 4 年 ○ 月 × 日	工事完了 (予定) 日	令和 4 年 ○ 月 × 日
住宅の立地	<input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域*2に該当しない		

* 1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

* 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) に基づく土砂災害特別警戒区域 (住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる (住宅 (建物) の一部でも当該区域に該当する場合) 区域を含む)

出来高の報告

出来高確認日*1	令和 4 年 ○ 月 × 日			
出来高の報告 (①②のいずれかで確認)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 現地において、基礎工事 (杭基礎の場合は杭工事) が完了していることを確認しました。			
	<input type="checkbox"/> ② 現地において、以下、全住戸分の補助額を超える工事出来高を達成していることを確認しました。			
	建物工事総額	工事出来高	補助額	住戸数
	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> %	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 戸
建物の建築工事の総額 (税込) を記入 (最新の見積における総額)	報告した時点の工事出来高を記入	・ ZEH 住宅 : 100 万円 ・ 高い省エネ性能等を有する住宅*2 : 80 万円 ・ 一定の省エネ性能を有する住宅*3*4 : 60 万円	建物の総住戸を記入 (戸建は 1 戸と記入)	



* 1 現地を確認した日

* 2 「認定長期優良住宅」「認定低炭素住宅」「性能向上計画認定住宅」のいずれかの性能を有する住宅のこと

* 3 断熱等性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4 の性能を有する住宅のこと (断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは対象)

* 4 2022 年 6 月 30 日までに工事請負契約又は不動産売買契約を締結したものに限り

【確認書別紙】工事状況の写真報告

 <p>サンプル</p>				 <p>サンプル</p> <table border="1" data-bbox="1254 584 1433 692"> <tbody> <tr> <td>日付</td> <td>2022年5月10</td> </tr> <tr> <td>邸名</td> <td>山田様</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>基礎①</td> </tr> </tbody> </table>				日付	2022年5月10	邸名	山田様	場所	東京都千代田区	工事	基礎①
日付	2022年5月10														
邸名	山田様														
場所	東京都千代田区														
工事	基礎①														
番号	1	内容	基礎工事	番号	2	内容	基礎工事								
番号		内容		番号		内容									
番号		内容		番号		内容									

記入見本

こどもみらい住宅支援事業補助金

(様式 11)

リフォーム

こどもみらい住宅支援事業補助金 耐震改修証明書

耐震改修が行われた住宅^{※1}の情報

住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅等 (総戸数 ^{※2} 戸/階数 ^{※3})
所在地	〒111-×××× 東京都豊島区〇〇町 1-1-1
発注者	上田 二郎
工事期間	工事着手日 令和 4 年 〇 月 × 日 工事完了日 令和 4 年 × 月 〇 日

※1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で現行の耐震基準に適合していないもの。

※2 住宅以外の用途で専用使用されている部分（店舗、事務所等）を除きます。

※3 地下部分も含めた階数を記入してください。

証明を行った建築士の情報

建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた都道府県 ^{※4}	東京都
フリガナ	ケンチク タロウ	登録番号	00000000
建築士氏名	建築 太郎		
上記のものが所属する建築士事務所の情報			
フリガナ	マルバツ ケンチクジムショ	電話番号	03-0000-0000
所属する建築士事務所名称	〇×建築事務所		
登録年月日	平成 20 年 4 月 15 日	登録番号	000000
事務所の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士		

※4 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、住宅耐震改修の要件を満たすことを証明します。

令和 4 年 〇 月 × 日

証明を行った建築士

建築 太郎